

● 広告の概要

広報あしべつの「まちかど情報掲示板」の記事下に広告を掲載することができる広告

※ 発行部数は毎月約7,000部です。

● 申請から掲載までの流れ

① 申請者が広告掲載申込書を市に提出



② 市が内容を審査し、結果を広告掲載決定(却下)通知書により申込者に通知



③ 市が発行する納付書により掲載料を納付



④ 広報あしべつに広告を掲載

● 申請することができる方

- ・ 市町村税を滞納していない方

● 申請時に提出するもの

- ・ 広告掲載申込書
- ・ 広告の原稿
- ・ 市町村税の納税証明書（完納証明書）

※ 申請書は市ホームページよりダウンロードしてください。

※ 都税事務所若しくは市区町村役場で発行する「法人（個人）市町村民税」の納税証明書です。税務署の発行する「法人税」の納税証明書ではありません。

● 申請期限

- ・ 掲載の開始を希望する月の前々月の10日まで

● 掲載料

- ・ 1種 1月@10,000円
- ・ 2種 1月@ 5,000円

※ 指定する期日までに市が発行する納付書で、納付していただきます。

※ 掲載期間全期間分を一括で納付していただきます。

● 掲載期間

- ・ 1月単位で最長12月

● 広告の規格

- ・ 1種 縦45ミリメートル・横180ミリメートル
- ・ 2種 縦45ミリメートル・横 88ミリメートル

● 広告の掲載基準

- ・ 掲載できる広告は、市民の生活に関連したものであって、次のいずれにも該当しないものとなります。
 - (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項各号に規定する営業(食堂又はレストランで専ら飲食をさせる営業を除く。)に該当するもの
 - (3) 政治又は宗教活動に関するもの
 - (4) 個人、団体等の意見広告又は宣伝を内容とするもの
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (6) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

● 広告掲載の優先順位

- ・ 市内事業者の広告を優先し、複数の申し込みがあった場合は、申し込み順で掲載させていただきます。

● 申請書提出先

〒075-8711 芦別市北 1 条東 1 丁目 3 番地
総務部企画政策課秘書係
TEL 0124-27-7065 (直通)
E-mail : kouhou@city.ashibetsu.hokkaido.jp

※ 詳しい内容につきましては「芦別市有料広告掲載に関する取扱規則」に記載されていますので、申請前に一度ご確認ください。